

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例

平成10年3月27日 条例第19号
最終改正 令和5年2月7日 条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- 二 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- 三 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- 四 施設 動物を飼養するための工作物をいう。

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、動物関係団体その他の関係する者と相互に連携を図るものとする。

(飼い主になろうとする者の責務)

第3条の2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の習性、生理、生態等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する動物を選択する際には、飼養の目的、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第4条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は近隣に迷惑をかけないよう飼養しなければならない。

- 2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物が繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(動物取扱業者の責務)

第4条の2 法第10条第1項の登録を受けた者及び法第24条の2の2の規定による届出をした者は、社会において果たすべき自らの役割を認識して、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県及び市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 適正に飼養することができる施設を設けること。
- 三 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- 四 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- 五 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、人に迷惑をかけないこと。
- 六 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。
- 七 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。
- 八 地震、火災等の災害に際して適正な保護及び管理のために必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、必要な措置を講ずるよう努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合

- ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で訓練する場合
 - ハ 犬を制御できる者が、綱若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合
 - ニ その他規則で定める場合
- 二 咬癖のある場合は、口輪をかける方法等により飼養すること。
- 三 他人の見やすい箇所に規則で定める表示をしておくこと。
- 四 その種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(多数の動物の飼養に係る届出)

第7条の2 犬又は猫(生後90日以内のものを除く。)その他の規則で定める動物(以下この項及び第3項において「対象動物」という。)の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等(施設若しくは飼養の用に供する建物(これらの敷地を含む。)又は飼養の用に供する土地(施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者、法第24条の2の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 飼養施設等の所在地
 - 三 飼養する対象動物の種類及び数
 - 四 飼養施設等の構造及び規模
 - 五 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る対象動物の数が同項の規則で定める数未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定動物を主に取り扱う者の講習)

第8条 法第26条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、特定動物を主に取り扱う者に知事が行う講習を受けさせなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該許可に係る特定動物の飼養が博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において行われる場合
- 二 当該許可に係る特定動物の飼養が社団法人日本動物園水族館協会(昭和40年11月22日に社団法人日本動物園水族館協会という名称で設立された法人をいう。)の会員の施設(前号に掲げる施設に該当するものを除く。)において行われる場合

第3章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第9条 知事は、飼養されていない犬又は第七条第一号の規定に違反して係留等をされていない犬

(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。

4 第二項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(収容の公示等)

第10条 知事は、前条第一項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものに

あつては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があつた場合にあつては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨の申出があつたときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前三項の規定(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、知事が、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取った場合及び法第36条第2項の規定により犬、猫等を収容した場合について準用する。

(犬、猫等の譲渡)

第11条 知事は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等又は第9条第1項の規定により収容した野犬等をその飼養を希望する者で適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

(野犬等の掃とう)

- 第12条 知事は、野犬等がある場合において、その野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため緊急の必要があり、かつ、第九条第一項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃とうすることができる。この場合においては、当該区域内及びその近傍の住民に対して、野犬等に薬物を使用して掃とうする旨を周知させなければならない。
- 2 前項の規定による掃とうの方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。
- 3 知事は、第一項の規定による掃とうの実施について必要があるときは、市町村長に対し協力を求めることができる。

(人と動物の共通感染症)

- 第13条 知事は、人と動物の共通感染症の調査及び研究を行うとともに、その予防対策の普及啓発について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

- 第14条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が当該特定動物を飼養又は保管する施設（第16条第2項第1号において「特定飼養施設」という。）から脱出したときは、直ちに関係機関へ通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。
- 2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害に際してとるべき緊急措置を定め、災害が発生したときは、直ちに特定動物の脱出を防止すること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

- 第15条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。
- 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

- 第16条 知事は、第7条（第4号を除く。）若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 犬を係留し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。
 - 二 犬に口輪をかける方法により飼養すること。
 - 三 その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置
- 2 知事は、法第26条第1項の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 特定動物を他の特定飼養施設へ移送すること。
 - 二 特定動物を殺処分すること。
 - 三 その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(立入検査等)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(動物愛護管理員)

- 第17条の2 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。
- 2 前項の動物愛護管理員は、第九条第一項の規定による野犬等の収容、前条第一項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

(動物愛護推進員)

- 第17条の3 知事は、法第38条第1項の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱するものとする。
- 2 動物愛護推進員は、法第三十八条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。
- 一 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たときは、当該情報の提供をすること。
 - 二 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、生活環境等に適した動物の選択に関して必要な助言をすること。

(財政上の措置)

- 第17条の4 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(手数料等)

第18条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

ただし、知事が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

一 法第10条第1項の規定により登録を受けようとする者

1件につき16,000円を超えない範囲内で規則で定める額

二 法第13条の規定により更新を受けようとする者

1件につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額

三 法第22条第3項の動物取扱責任者研修を受けようとする者

1件につき3,000円

四 法第26条第1項の規定により許可を受けようとする者

1件につき16,000円を超えない範囲内で規則で定める額

五 法第28条第1項の規定により許可を受けようとする者

1件につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額

六 法第35条第1項本文の規定により、犬又は猫の引取りを求める者

1頭又は1匹につき4,000円を超えない範囲内で規則で定める額

2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容された犬、猫等又は第9条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

(適用除外)

第19条 この条例の規定は、さいたま市の区域においては、適用しない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第21条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第22条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- 一 第7条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第7条の2第3項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

附 則 (略)